

事務総局会議資料 第2
(1月26日開催)

【配布資料】

令和2年度における裁判所職員(裁判官以外)研修の実施に関する重要な事項の再変更について

1 中央研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
ア 管理業務系		
首席書記官	首席書記官研究会	中止
首席家裁調査官	首席家庭裁判所調査官研究会	2本中1本を中止
事務局長	事務局長研究会	中止
次席書記官、次席家裁調査官、事務局次長等	管理者研究会	2本中1本を中止
次席家裁調査官等	次席家庭裁判所調査官等研究会	中止
イ 研修事務系		
高裁次長、高裁首席書記官、首席家裁調査官	研修計画協議会	期間短縮して実施
(2) 中間管理者層を主な対象者とするもの		
ア 管理業務系		
主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等	中間管理者研修Ⅰ	中止(全3回)
主任書記官、主任家裁調査官、訟廷管理官、課長等	中間管理者研修Ⅱ	中止(全2回)
主任家裁調査官	主任家庭裁判所調査官研修	中止
イ 研修事務系		
研修の企画、実施を指導する立場にある者	研修指導研究会	中止(全2回)
書記官研修(高裁委嘱)講師予定者	実務指導研究会	中止(全4回)
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官、家裁調査官(担当分野)	実務研究会(家事、少年)	家事は期間短縮して実施 少年は書記官につき中止、家裁調査官につき期間短縮して実施
書記官(担当分野)	実務研究会(民事、刑事)、特別研究会(家事)	民事(全2回)と刑事中止 家事は期間短縮して実施
家裁調査官(テーマ又は執務経験)	家庭裁判所調査官特別研修 家庭裁判所調査官応用研修	中止(全3回) 時期を変更して実施
速記官(テーマ)	速記官中央研修	中止
	総括執行官研究会	中止
執行官(テーマ又は執務経験)	執行官実務研究会 新任執行官研修	期間短縮して実施

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
イ 事務局事務系		
係長等(担当分野)	係長等(総務、人事、会計担当)研修	中止(全分野)
ウ 研修事務系		
研修事務担当係長等	研修事務担当者研修	中止
(4) 新採用職員を対象者とするもの		
新採用職員(総合職)	総合職採用職員初任研修	期間短縮して実施
(5) その他		
ア 情報化関係		
情報セキュリティ対策事務を担当する管理職員	情報セキュリティ研修	中止
情報化推進の役割を担当する職員	情報処理研修	中止(全2回)
裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁判刑事件部分)の導入事務を担当する職員	裁判事務支援システム(簡裁民事・支払督促・高裁刑事・簡裁判刑事件部分)導入研修	中止(全6回)
イ 採用試験事務関係		
採用試験事務を担当する管理職員等	採用試験事務担当者研究会	中止

2 高裁委嘱研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 管理者層を対象者とするもの		
次席家庭裁判所調査官等研究会	次席家庭裁判所調査官等実務研究会	部の高裁が実施
(2) 中間管理者層を対象者とするもの		
新たに主任書記官、主任家裁調査官、課長補佐等に任命された者	新任中間管理者研修	期間短縮して実施
(3) 主として管理職以外の層(書記官、家裁調査官、係長等)を対象者とするもの		
ア 裁判事務系		
書記官(執務経験)	書記官ブラッシュアップ研修	中止
家裁調査官(主任家裁調査官を含む。)(テーマ)	家庭裁判所調査官実務研究会	部の高裁が実施
イ 事務局事務系		
新たに係長に任命された者	新任係長研修	期間短縮して実施
事務官(執務経験、担当分野)	事務官専門研修	中止
(4) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ジャンプアップ研修 事務官法律研修	中止 部の高裁が実施
(5) 新採用職員層を対象者とするもの		
新採用職員(総合職を除く。)	新採用職員研修	期間短縮して実施

3 自庁研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
(1) 事務官層を対象者とするもの		
事務官(執務経験)	ステップアップ研修	中止
(2) 新採用職員層を対象者とするもの		
採用後1年程度の職員	フォローアップセミナー	(変更なし)
採用直後の職員	フレッシュセミナー	(変更なし)
(3) 最高裁、高裁又は地家裁の実情に応じて実施(期間、参加者は実施庁において定める。高裁が自庁及び管内地家裁所属職員を対象として実施することがある。)		

4 委託研修

研修の対象者	(研修名)	変更の内容
裁判所以外の機関が実施する研修に職員を参加させるもの。参加させる研修、期間、職員については、最高裁において定める。		(変更なし)

5 研究

研究の対象者	(研究名)	変更の内容
(1) 書記官、家裁調査官の合同による実務研究		
書記官、家裁調査官	合同実務研究	(変更なし)
(2) 書記官による実務研究		
書記官	書記官実務研究	(変更なし)
(3) 家裁調査官による実務研究		
家裁調査官	家庭裁判所調査官実務研究 家庭裁判所調査官関係機関特別研究(関係機関について、心身の鑑別について、更生保護について)	期間短縮して実施 関係機関について期間短縮して実施 心身の鑑別について及び更生保護について中止

【参考】

1 書記官養成課程第一部第17期及び第二部第16期

10月1日から総研に参集し、在宅学修に対するフォローアップの授業や、必要な試験を実施

11月16日から令和3年3月25日までは、総研と所属庁等とをインターネットで接続してオンライン研修を実施予定

ただし、令和3年1月4日から2月末までは、再度総研に参集し、修了試験等を実施予定

2 書記官養成課程第二部第17期

10月16日からの集合研修を中止し、所属庁において在宅学修(DVD視聴等)を実施

11月16日からは、第一部第17期及び第二部第16期と同様にオンライン研修を実施

令和3年3月からは、総研に参集し、第一期の試験等を実施予定

3 家裁調査官養成課程第16期

10月1日から総研に参集し、集合研修を実施中

4 家裁調査官養成課程第17期

所属庁で13か月間の実務修習を実施中